

## お気づきですか、 児童虐待!

児童への虐待は、近年増加の傾向にあり主な児童虐待は4つに分類されます。

### 1 身体的虐待

殴る、蹴る、投げとばす、首を絞める、溺れさせる、逆さ吊りにする、タバコの火を押しつけるなど、子どもに対する身体的な暴力です。後遺症を残したり、最悪の場合は死に至ることもあります。

### 2 ネグレスト(不適切な養育)

家に監禁する、登校させない、重大な病気になっても医者連れて行かない、十分な食事を与えない、ひどく不潔なままにする、車の中に放置するなど、健康状態を損なう程の不適切な養育、あるいは危険についての重大な不注意を犯すことです。最悪の場合、栄養失調や脱水症状などで死に至る場合もあります。

### 3 性的虐待

子どもに性的ないたづらをしたり、性的関係を強要したりすることです。父親(実父、義父)が娘を対象にすることが多く、兄が妹に対して行うこともあります。

異性への極端な嫌悪感を植えつけるなど心身ともに大きな傷を残す行為です。

### 4 心理的虐待

「おまえなんか産まなければよかった」などひどい言葉でなじったり、極端に無視することによって子どもにも心理的な傷を負わせることです。強いおびえやうつ状態、強い攻撃性などの異常な精神状態があらわれる場合もあります。

**児童虐待をしない!  
させない!  
許さない!**

相談援助機関

○熊本県中央児童相談所 ☎096-381-4411

○阿蘇市健康福祉課 ☎22-3167

虐待を発見されたら通報してください。  
通報者のプライバシーは、固く守ります。

## 初盆名簿の作成にご協力をお願いします

阿蘇市区長会

お盆は年に一度、亡き先祖をお迎えして、つつましく供養するゆかしい心の行事です。阿蘇市区長会で初盆名簿を作成します。対象と思われる世帯を6月下旬から区長が訪問し、初盆名簿への掲載の確認を行いますので、ご協力をお願いします。

お盆は年に一度、亡き先祖  
をお迎えして、つつましく供  
養するゆかしい心の行事です。  
阿蘇市区長会で初盆名簿  
を作成します。対象と思われ  
る世帯を6月下旬から区長  
が訪問し、初盆名簿への掲載  
の確認を行いますので、ご協  
力をお願いします。

かつた場合には、掲載しません。  
また、対象世帯で区長から  
の確認がなく、掲載希望の場  
合は、お手数ですが7月7日  
(木)までに当該区長までお申  
し出ください。



## 特定外来生物「オオキンケイギク」の 駆除にご協力ください!

オオキンケイギクは5月から6月の初夏にかけて鮮やかな黄色の花を咲かせるキク科の多年草です。この植物は繁殖力が非常に強く、放っておくと在来の植物の生育場所を奪い、地域の自然環境に影響を与える恐れがあります。

オオキンケイギクは道路わきや庭先など、身近なところでみられます。この植物を見かけたら、以下のような方法で駆除にご協力ください。

### ○自宅の敷地にオオキンケイギクがあった場合

種が熟す前に根ごと引き抜き、数日乾燥させて枯死したら、燃料化ゴミとして処分してください。

### ○近所の空き地などにオオキンケイギクがあった場合

市役所市民環境課(☎22-3135)または農政課(☎22-3274)までお知らせください。

### 【問い合わせ先】

環境省九州地方環境事務所 野生生物課

☎096-214-0339

